

3月は、『自殺対策強化月間』です。

こころとからだのサインに気づいていますか？

『眠れない』『食欲がない』『気分が落ち込む』こんな症状があったら要注意！

*思いあたることはありませんか？ ※厚生労働省「うつ対策推進方策マニュアル」より

- 毎日の生活に充実感がない。
- これまで楽しんでやれていたことが、楽しめなくなった。
- 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- 自分が役に立つ人間だと思えない。
- わけもなく疲れたような感じがする。



2つ以上にあてはまり、その状態が2週間以上ほとんど毎日続いていて、生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性がります。

上記の症状があった場合は、精神科や心療内科・精神神経科がある医療機関等に、早めに相談しましょう。「精神科にはちょっと抵抗が…」という方は、職場の産業医、かかりつけの内科、女性の場合は婦人科の医師等に相談してみましよう。あなたの周りに、気になる方はいませんか？

【相談窓口】

- ▶神崎町健康相談ダイヤル24（通話料無料24時間・年中無休受付） ☎0120-53-1171
- ▶神崎町保健福祉課（健康や福祉に関連すること） ☎②1603（8:30～17:15平日）
- ▶神崎町地域包括支援センター（高齢者に関すること） ☎②1607（8:30～17:15平日）
- ◆香取保健所（香取健康福祉センター） ☎⑤9161（9:00～17:00平日）



福祉タクシー利用助成事業を拡充について

令和3年4月より、福祉タクシー利用券の交付枚数・1回の使用上限枚数を増やし、対象者も拡充します。

▶制度概要

対象となる方に、協力タクシー業者（23社）で使用できる1枚500円の利用券を交付し、支払時に提出することで乗車料金の負担軽減を行います。

年間36,000円以内を交付し（申請月により交付枚数が異なります）、1回の乗車で10枚（5,000円）まで使用可能とします。

▶対象となる方

条件は**在宅にて日常生活を営む方**で、以下のいずれかに当てはまる方。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ・要介護（要支援）認定を受けた方 ・65歳以上で過去に運転免許証を自主返納された方
- ・65歳以上で同居している家族全員が交通手段を持たない方（令和3年4月より）



▶申請方法

申請書に以下のいずれかの資料を添付して直接または郵送で保健福祉課へ。

- ・各種手帳及び介護被保険者証の写し
- ・申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し

なお、令和2年度に申請された方には、3月までに更新の案内を送付します。

- ▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎②1603